

平成29年2月13日

上下水道局発注の工事請負契約（単価契約）における最低制限価格について

上下水道局が発注する工事請負契約のうち、単価契約（緊急修理・給水管維持）については、「川崎市上下水道局最低制限価格設定に係る運用指針」に定める「2 最低制限価格の算出方法（要綱第3条関係）（9）要綱第3条第1号の規定により難しいもの」に該当することから、平成29年4月以降に契約する工事請負契約（単価契約）案件については、最低制限価格を次のとおり設定いたします。

対象工事	最低制限価格
上下水道局発注の 工事請負契約（単価契約）	予定価格に100分の91を乗じて得た額 （10,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）

（上下水道局総務部管財課 担当）

電話044（200）3116